

# 令和5年度 学校経営方針

枚方市立西牧野小学校

※黄色の項目は重点項目

## 1 学校経営方針

本校の教育は、日本国憲法・教育基本法をはじめとする教育関連法令に基づき、人格の完成を目指し、平和的な社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成をめざす。

枚方市教育委員会の学校園の管理運営に関する指針を踏まえ、子どもとたちの可能性を最大限に伸ばし、生き抜く力を育む教育を充実させるため、学校の経営方針ならびに学校教育計画を策定する。

次世代を担う子どもたちには、超スマート社会（Society5.0）に対応し、判断・行動のできる知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成が求められている。

心身ともに健全で人間性豊かな調和のとれた児童を育成するために、個々の児童にしっかりと目を向け、「主体的・対話的で深い学び」につながる学びあい、高めあえる授業改善を推進し、個々の能力を伸ばし、支えあい、認めあえる心豊かな実践力のある、心身ともにたくましい児童を育成する。

## 2 学校教育目標

「学びあい、高めあい、支えあい、認めあい」

（児童用）安心できる居場所づくり - 自分の考えを育み、主体的な学びを支え、一人ひとりの輝く未来をひらく -

（教職員用）安心できる居場所づくり - 内言（心）を育み、主体的な学びを支え、一人ひとりの輝く未来をひらく -

- ・互いに学びあい、高めあえる児童と教職員
- ・互いを支えあい、認めあえる児童と教職員

### （1）めざす児童像

- ①自ら考え自ら学ぶ、意欲のある子ども
- ②心豊かで思いやりのある子ども
- ③たくましくねばり強い子ども

### （2）めざす学校像

- ①児童一人ひとりの可能性を伸ばし、自信を持たせる活力ある学校
- ②思いやりや協働の心に満ち、安心・安全に過ごせる学校
- ③保護者・地域の信頼に応える開かれた学校

(3) めざす教職員像 ～凡事徹底～

- ①教育への情熱と使命感にあふれ、教育的愛情に満ちた教職員
- ②子どもとともに学び、子どもから信頼される人間的な魅力ある教職員
- ③教育への夢と自己変革を求め、学び続ける教職員

**3** 学校運営体制

- (1) 校長のリーダーシップのもと、首席や各主任を中心とした組織体制を確立し、諸課題に取り組む。
- (2) 義務教育9年間を見通した学力向上・生徒指導の取組を組織的に行う。
- (3) 学校運営協議会を開催し、学校運営に対して必要な支援ならびに学校評価を得る。
- (4) 学校運営や教育活動について、授業アンケート、学校教育自己診断等を活用し、評価・検証を行う。
- (5) 教職員の評価・育成システムを実施し、教職員の意欲と資質、授業力の向上を図る。
- (6) 保護者・地域の教育に対する信頼と教職員に対する信用を高めるため、服務規律を徹底する。
- (7) 教職員の働き方への意識改革を推進し、長時間勤務の縮減を図る。
- (8) タブレット端末など ICT を活用した学習活動の充実と学力の育成を図る。

**4** 学習指導

(1) 教育課程の編成

学習指導要領に則した教育課程を編成・実施し、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成に努める。特に言語活動の充実、思考力・判断力・表現力の育成を目指し、授業研究等を行い指導法・教材研究等の研究を進める。

(2) 学力向上において

①学力向上プランに基づいた授業づくりを通して、基礎学力の定着に努める。

「Hirakata 授業スタンダード（第3版）」に基づいた授業展開、効果的な発問やわかりやすい板書を工夫する。

②学習指導と生徒指導を両輪として、学習規律の確立した主体的・対話的で深い学びのある授業の研究を進める。

③学びの連続性を中心とした「小中一貫事業」を活用・推進して、小中9年間を見通した教育活動を進める。

④指導と評価の一体化、スキル学習を活用して基礎基本の確実な定着を図る。

⑤宿題等家庭学習の習慣づけ・定着に向けた取組を行う。

(ア)「家庭学習の手引き」の作成・改訂を進め、家庭学習の仕方を具体的に提示する。

(イ)タブレットを活用して、授業と家庭学習のシームレスな学びの充実を図る。

⑥「自学自習力支援システム」「学習教材データ配信システム」等を活用して自主学習の指導を行う。

⑦予鈴を守り、チャイムで授業を開始する。

### (3) 学ぶ意欲の向上

①読書指導の充実を図る。

(ア)学校司書を活用し、効果的な取組を行う。

(イ)“毎日読書”運動に、積極的に取り組む。

(ウ)全校一斉の“朝読書タイム”の充実を図る。

(エ)中央図書館の学校貸し出し制度を積極的に利用する

(オ)読み聞かせボランティア等外部人材の活用を積極的に進める。

②ICT機器の積極的な活用を進める。

(ア)ICT機器を活用した授業展開を図る。そのための研修を進める。

(イ)タブレットを活用した家庭学習や自主学習により、個に応じた学びの最適化を図る。

(ウ)ホームページの充実を図り、情報提供に努める。

③表現力の向上を目指す。

(ア)オペレッタ等の学習発表会形式の授業参観などで既習内容の発表の場を設ける。

(イ)市教委主催の「漢字をテーマに 思いを伝える作文コンクール」や各種団体による表現力を高めるために有為な

催しに積極的に応募させる。

#### (4) 校内研修

- ①令和5年度の研究教科は、算数『やりたい！できそう！という気持ちをもって学習し、考えたことを自分の言葉で表現できる子どもの育成 ～対話を通して考えを深められる児童をめざして～』で実施する。
- ②講師を招聘しての授業研究や授業公開（年間1回）、校内研修会を定期的に行い、指導法の工夫・改善を進め、指導力向上を図る。
- ③算数科の授業研究(年間3回(低・中・高)を行い、指導法の工夫・改善を進める。
- ④道徳科の研修を実施し、指導法の工夫・改善、評価等に取り組む。公開授業(校外・校内)を積極的に行う。
- ⑤新学習指導要領を踏まえ、外国語活動・外国語の指導法の工夫・改善に努める。
- ⑥小中一貫推進事業を活用して、小小連携、小中連携を図る(公開研究授業参観・研究協議等)。
- ⑦ICT機器を活用した授業の研究を進める。

#### 5 人権教育

- (1)すべての教育活動において、豊かで確かな人権感覚をもった指導を行い、児童の自立、自己実現、豊かな人間関係作りを進める。
- (2)教職員の人権意識高揚、人権教育・支援教育推進に向けて研修会や人権全体会を実施する。
- (3)全ての教科・領域において、人権教育副読本等を活用した人権教育の充実を図る。
- (4)自尊感情を育て、一層の人権尊重に基づいた学級経営、集団づくりを実践する。
- (5)ハラスメント防止の徹底を図る。

#### 6 支援教育

- (1)学校の教育活動の大きな柱として位置づけ、支援教育コーディネーターを中心として、全校の共通理解のもと支援教育を進める。
- (2)インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう努める。
- (3)「個別の支援計画」「個別の指導計画」に基づき指導するとともに、学校全体で共通理解を図る。

(4) 全教職員が学期に1回は、参観することで、支援教育、支援学級に対する理解を深める。

(5) 支援学級在籍児童・保護者ならびに配慮が必要な児童・保護者に対して、新年度もしくは新学期前に学校生活に慣れるための必要な配慮を行う。

(6) 支援教育コーディネーター、校内委員会を中心に、関係機関との連携を図る。

## 7 道徳教育

(1) 道徳科における指導内容・指導方法の工夫・改善に努め、「道徳教育」の充実を図る。

(2) 道徳教育推進教師を中心として、年間指導計画に基づき、全教員が共通理解のもと授業を行う。

(3) 地域・保護者も含めた道徳科の公開授業（年1回以上）や研究授業を行い、研究を深める。

## 8 生徒指導

### (1) 積極的な生徒指導

①自己指導能力の育成（自己決定、自己存在感、共感的人間関係を育む）を図る。

②児童にとって温かみのある集団・学級・学校づくり、落ち着きのある学級・学校づくりを進め、「児童一人ひとりの居場所づくり」に努める。

③あらゆる場面での児童一人ひとりが自らを「ふりかえり」、自己を高めようとする機会を設定する。（朝の会、終わりの会、班ノート、生活ノート等）

④教職員の生徒指導推進及び実践力向上のための教職員研修を実施する。

### (2) 西牧野小学校の「生活のきまり」の定着 ～凡事徹底～

①全教職員共通理解と統一対応のもと、指導の徹底を図る。

②「学習のきまり」や小中一貫教育での「発達段階時応じた学習規律」を定着させ、学習規律の確立・定着を図る。

③学校生活のマナー向上と規則を守る態度の育成を図るため、「生活のきまり」の改訂を行い、保護者の協力を得ながら、安心安全な学校生活が送れるように児童・教職員・保護者が一体となった取組を進める。

④長期休業前には長期休業中の注意を作成するとともに各学級や地区児童会等で指導、保護者に配布し、共通した

指導を呼びかける。

### (3) 問題行動への対応

①各学年の生徒指導担当者と日常の情報交換を密にし、問題の早期発見、早期対応を心がける。

②問題が生じた場合は、首席、生徒指導主担者を中心に管理職と相談し、速やかに対策を検討し、全教職員の共通理解のもと一致して対処する。

③検討決定した対策案は職員朝礼、職員会議等ですみやかに全教職員に確認する。指導の経過は解決するまで記録する。

④心の教室相談員・スクールカウンセラー・SSW・PTA・枚方市子どもの育ち見守りセンター・大阪府子ども家庭センター・主任児童委員等の外部諸機関と必要に応じて連携し、指導を行う。

⑤保護者と連携し、事実と指導の方向性を共有する。

⑥個別指導の充実を図る。

(ア) 心の教室相談室員等と連携をとり、自己肯定感を育てるための指導を行う。

(イ) 学年の他の教員、教科担任、養護教諭等とも連携し、児童の把握に努め、指導に活かす。

⑦道徳教育、人権教育、特別活動等とも関連させながら一層の学級指導の充実を図る。

### (4) 不登校対策

①不登校の傾向が見られる児童には、機を逃さず適切な対応を図る。

②個別のファイルを作成し、指導の経過を記録する。

③保護者とのやりとりなど引き継ぎを綿密に行う。

④担任は定期的に家庭訪問等を行い、保護者と連絡を取り合う。

⑤担任は不登校対策委員会、生徒指導主担者、学年、当該児童の兄弟姉妹の学級担任とも連携し、指導の方向を検討する。

⑥タブレット等を活用し、個に応じた支援に努める。

⑦主任児童委員、民生委員、枚方市子どもの育ち見守りセンターやルポと連携するとともに家庭への指導も行う。

⑧必要に応じて積極的にケース会議を開く。また、関係機関に参加を要請する。

## (5) いじめ及び虐待防止

- ①「西牧野小学校いじめ防止基本方針」に基づいて取組を進める。
- ②いじめ防止対策委員会を核として、いじめを許さない学級、学年、学校づくりに取り組む。
- ③いじめがあればすぐに担任に報告がされるように日頃からの指導を徹底する。
- ④いじめ事象の早期発見に努める。
- ⑤虐待の早期発見に努める。
- ⑥虐待の疑いを感じたら迷わず児童虐待対応担当者や養護教諭、管理職に連絡・相談し対応する。

## (6) 指導体制の確立及び相談機能の充実

- ①生徒指導部や人権教育推進部を中心とした校内生徒指導体制・研究体制・相談体制を確立する。
- ②各クラスや学年の問題行動や配慮すべき事項等、全教職員が共通理解する場としての「人権全体会」を定例的に実施する。
- ③いじめ、体罰、虐待、不登校、セクハラ等の認識を深めるとともに、「相談窓口」の継続設置を行い、児童・保護者へ広く周知し、相談機能を充実させる。
- ④心の相談員・PTA・枚方市子どもの育ち見守りセンター・大阪府子ども家庭センター・主任児童委員等の外部諸機関と必要に応じて連携を図り、指導を行う。

## (7) 携帯電話やスマホ等のネット問題への対応

- ①携帯電話の校内持ち込みについては、原則禁止する。
- ②SNS等使用についてのルールを明確にし、ネットいじめなどの生徒指導上の問題に対しての指導を行う。

## (8) 研修会・学習会、全体会の実施

- ①教職員の生徒指導推進及び実践力向上のための教職員研修を定期的実施する。
- ②体罰防止やカウンセリングマインドに必要な研修を進める。

③人権教育、道徳教育も含めた生徒指導のための学年別学習会を実施する。

## 9 健康・安全教育

### (1) 地区児童会(登校班指導)

①各地区の担当教員は、PTA 生活指導委員と連絡を密にし、登校班の指導にあたる。

②地区児童会や登校班班長会(随時)で登校班の実態を把握し、担当が適宜指導する。

③登校班のチェックを適時行う。きちんと並んで登校するよう児童を指導する。

④通学路は不審者対策、交通安全の観点で随時見直しをし、必要があれば変更する。

### (2) 安全教育・危機管理

①全教職員共通の指導のもと、児童の安全確保に取り組む。

②「危機管理マニュアル」の随時改訂を行う。

③より実践的な避難訓練等を検討する(地域教育力を活用した不審者対応や休憩時間中及び登下校時の避難訓練、授業中の大規模災害への対応、避難所としての学校・教職員の役割と服务等)。

④来訪者への声かけをこまめに行う。状況に応じて誰何する。

⑤校内の遊具等ならびに校外の危険個所の安全点検と安全指導を徹底する。

⑥校外活動時、低学年等人手が必要な場合は、保護者ボランティアの協力を依頼する。

⑦6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」、6月を「子どもの安全確保推進月間」として取組を行う。

⑧春と秋の交通安全指導を行う。

⑨メール配信システムを有効活用する。

### (4) 体育指導

①「体力向上プラン」を作成し、児童の体力・運動能力の向上を図る。

②体力テストを実施し、指導に活かす。

③持久走の取組を継続・工夫して実施する。



## (5) 保健指導

- ①「保健室のきまり」の徹底を図る。
- ②「学校保健委員会」の活用を図り、望ましい生活習慣について家庭へ働きかけていく。
- ③食物アレルギー等の事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等を予防するため保健教育と保健管理に取り組む。

## (6) 給食指導

- ①当番のエプロン・帽子・マスク着用、手洗い、マナーの徹底をする。
- ②学校栄養教諭と連携して、「食育」を進める。

## 10 その他教育活動

### (1) 情報教育

- ①タブレットの使用規定を作成し、使い方のルール、個人情報の管理、情報モラル等の徹底を図る。
- ②ICT 機器（特にタブレット）を活用した授業展開、情報モラル教育を研究・推進する。

### (2) 図書館教育

- ①図書の実、管理、活用を図る。
- ②図書館でのマナーの指導を進める。
- ③学校司書を活用し図書館教育を充実させる。

### (3) 環境教育

- ①「S-EMS」の活動をはじめ、環境教育（エコ等）に積極的に取り組む。
- ②SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。

### (4) 特別活動

- ①基本として、月1回の委員会活動、クラブ活動を確保する。

②児童集会・児童会行事の充実、活性化を図る。

#### (5) 校外学習

①基本として、4年毎に内容等の見直しを行う。

②宿泊学習等の業者選定を適切に行う。

③校外学習（社会見学を含む）の実施、行き先等の基本ルールづくりと共通理解を行う。

### 11 幼小中連携

#### (1) 「枚方市小中一貫事業」

①義務教育9年間を見据えた教育活動を進めるため、「小中一貫事業」を活用・推進する。また、毎月第4水曜日は、「授業力向上推進デー」として、小中一貫の取組を行う。

②渚西中、磯島小と3校で「めざす子ども像」を共有化し、「学習規律の確立・定着」「学びの連続性の確立」「学習指導の充実」を図る。

#### (2) 保幼小連携

①幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」（5領域）

②幼小交流会を実施し、うらら幼稚園、北牧野保育園と連携、交流する。

③幼小交流会以外の保幼小の連携を検討する。

### 12 地域ボランティア活用

(1) 西牧野小学校児童みまもり隊（児童の登下校の見守り）

(2) グリーンキーパー（校内緑化・教育環境整備）

(3) 図書ボランティア（図書室整備、読み聞かせ、「本の帯コンクール」）